

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（業務の内容及び方法）</p> <p>第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ト 第二百二十三条第一項第十八号ホ及び第二十四号ニ並びに第五百三十三条第一項第七号ト及びリに規定する場合において情報を受領し、又は提供するときは、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに同条第三項に規定する内部管理に関する業務に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該情報を受領し、又は提供する登録金融機関又は親法人等若しくは子法人等の商号又は名称</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>七～九 （略）</p> <p>（業務の内容及び方法）</p> <p>第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>	<p>（業務の内容及び方法）</p> <p>第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ト 第五百三十三条第一項第七号ト及びリの規定により情報を受領し、又は提供する場合には、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに同条第三項に規定する内部管理に関する業務に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該情報を受領し、又は提供する親法人等又は子法人等の商号又は名称</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>七～九 （略）</p> <p>（業務の内容及び方法）</p> <p>第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>

一〇十 (略)

十一 第二百二十三条第一項第十八号ホ及び第二十四号ニに規定する
場合において情報を受領し、又は提供するときは、電子情報処理
組織の保守及び管理に関する業務並びに第二百五十三条第三項に規
定する内部管理に関する業務に関する次に掲げる事項

イ 当該情報を受領し、又は提供する委託金融商品取引業者の商
号又は名称

ロ 業務執行の方法

ハ 当該業務を所掌する組織及びその人員の配置

十二 第二百五十四条第四号ト、リ及びヌに規定する場合において情
報を提供するときは、当該情報を受領する親法人等又は子法人等
の商号又は名称

(事故の確認を要しない場合)

第一百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定め
る場合は、次に掲げる場合とする。

一〇五 (略)

六 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項
若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立してい
る場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合

七〇十 (略)

二・三 (略)

一〇十 (略)

(新設)

十一 第二百五十四条第四号ト、リ及びヌの規定により情報を提供す
る場合には、当該情報を受領する親法人等又は子法人等の商号又
は名称

(事故の確認を要しない場合)

第一百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定め
る場合は、次に掲げる場合とする。

一〇五 (略)

六 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項
又は第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場
合

七〇十 (略)

二・三 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〜十七 (略)

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ〜ニ (略)

ホ 委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合であつて、当該委託金融商品取引業者が内部管理に関する業務等(電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに第一百五十三条第三項に規定する内部管理に関する業務をいう。以下ホ及び第二十四号二において同じ。)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〜十七 (略)

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ〜ニ (略)

ホ 第一百五十三条第一項第七号ト又はリに掲げる場合(当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)及び使用人以外の者に同号ト又はリの情報を提供する場合に限る。)における当該情報

（）の全部又は一部を行うために必要な情報を当該登録金融機関に提供する場合（当該委託金融商品取引業者及び当該登録金融機関において内部管理に関する業務等を行う部門から当該情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合であつて、当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）及び使用人以外の者に当該情報を提供する場
合に限る。）における当該情報

十九（二十三）（略）

二十四 登録金融機関が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、委託金融商品取引業者に提供している状況又は委託金融商品取引業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（当該委託金融商品取引業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ（ハ）（略）

ニ 当該登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合であつて、当該登録金融機関が内部管理に関する業務等の全部又は一部を行うために必要な情報を当該委託金融商品取引業者に提供

十九（二十三）（略）

二十四 登録金融機関が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、委託金融商品取引業者に提供している状況又は委託金融商品取引業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（当該委託金融商品取引業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ（ハ）（略）

ニ 第五十三条第一項第七号ト又はリに掲げる場合（当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）及び使用人以外の者から同号ト又はリの情報を受領する場合に限る。）における当該情報

する場合（当該登録金融機関及び当該委託金融商品取引業者において内部管理に関する業務等を行う部門から当該情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合であつて、当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）及び使用人以外の者が当該委託金融商品取引業者に当該情報を提供する場合に限る。）における当該情報

二十五（略）

2（略）

（金融商品仲介預り明細簿）

第八十六条（略）

2 前項の金融商品仲介預り明細簿は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一（略）

二 注文・清算分離行為が行われた取引に係る金額については、清算執行会員等を委託金融商品取引業者とする登録金融機関が顧客から直接受領した金額を記載すること。

三 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等を委託金融商品取引業者とする登録金融機関は、作成することを要しない。ただし、顧客から直接金銭を受領した場合には、顧客の氏名又は名称、入出金年月日、金額、入出金先の氏名又は名称及び金銭の残高を記載すること。

二十五（略）

2（略）

（金融商品仲介預り明細簿）

第八十六条（略）

2 前項の金融商品仲介預り明細簿は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一（略）

二 注文・清算分離行為が行われた取引に係る金額については、清算執行会員等を委託金融商品取引業者等とする登録金融機関が顧客から直接受領した金額を記載すること。

三 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等を委託金融商品取引業者等とする登録金融機関は、作成することを要しない。ただし、顧客から直接金銭を受領した場合には、顧客の氏名又は名称、入出金年月日、金額、入出金先の氏名又は名称及び金銭の残高を記載すること。

<p>3 (略)</p> <p>(事故の確認を要しない場合)</p> <p>第二百七十七条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合</p> <p>七 十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(事故の確認を要しない場合)</p> <p>第二百七十七条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 消費者基本法第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合</p> <p>七 十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（投資信託約款の記載事項の細目）</p> <p>第八条 法第四条第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 法第四条第二項第十七号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる公告の方法の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 電子公告（法第二十五条第一項第二号に規定する電子公告をいう。） 登記アドレス（電子公告規則（平成十八年法務省令第十四号）<u>第二条第十三号</u>に規定する登記アドレスをいう。第七十九条第九号ロにおいて同じ。）</p> <p>（事故の確認を要しない場合）</p> <p>第二百三十七条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立してい</p>	<p>（投資信託約款の記載事項の細目）</p> <p>第八条 法第四条第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 法第四条第二項第十七号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる公告の方法の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 電子公告（法第二十五条第一項第二号に規定する電子公告をいう。） 登記アドレス（電子公告規則（平成十八年法務省令第十四号）<u>第二条第十一号</u>に規定する登記アドレスをいう。第七十九条第九号ロにおいて同じ。）</p> <p>（事故の確認を要しない場合）</p> <p>第二百三十七条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場</p>

る場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合
七〇十 (略)
2・3 (略)

合
七〇十 (略)
2・3 (略)

○ 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（事故の確認を要しない場合）</p> <p>第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合</p> <p>七～十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（事故の確認を要しない場合）</p> <p>第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合</p> <p>七～十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（事故の確認を要しない場合）</p> <p>第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合</p> <p>七～十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（事故の確認を要しない場合）</p> <p>第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合</p> <p>七～十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>（検査役が提供する電磁的記録）</p> <p>第二十六条 法第一条の十六第三項において準用する会社法第二百七条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）<u>第三十六条第一項に規定する磁気ディスク（電磁的記録に限る。）及び同法第二百七条第四項の規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。</u></p> <p>第三百三条 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが吸収合併する場合において、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の計算については、吸収合併消滅会員金融商品取引所を吸収合併消滅会社と、吸収合併消滅会員金融商品取引所の持分を吸収合併消滅会社の株式と、吸収合併消滅会員金融商品取引所の基本金を吸収合併消滅会社の資本金と、吸収合併消滅会員金融商品取引所の基本準備金を吸収合併消滅会社の資本剰余金と、吸収合併消滅会社の基本積立金を吸収合併消滅会社の利益準備金と、吸収合併消滅会員金融商品取引所の剰余金又は不足金を吸収合併消滅会社のその他利益剰余金とみなして、当該吸収合併に係るのれん並びに株主資本及び社員資本の計算に関する会社計算規則第一編、<u>第二編第二章</u></p>	<p>（検査役が提供する電磁的記録）</p> <p>第二十六条 法第一条の十六第三項において準用する会社法第二百七条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）<u>第三十六条第一項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク（電磁的記録に限る。）及び同法第二百七条第四項の規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。</u></p> <p>第三百三条 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが吸収合併する場合において、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の計算については、吸収合併消滅会員金融商品取引所を吸収合併消滅会社と、吸収合併消滅会員金融商品取引所の持分を吸収合併消滅会社の株式と、吸収合併消滅会員金融商品取引所の基本金を吸収合併消滅会社の資本金と、吸収合併消滅会員金融商品取引所の基本準備金を吸収合併消滅会社の資本剰余金と、吸収合併消滅会社の基本積立金を吸収合併消滅会社の利益準備金と、吸収合併消滅会員金融商品取引所の剰余金又は不足金を吸収合併消滅会社のその他利益剰余金とみなして、当該吸収合併に係るのれん並びに株主資本及び社員資本の計算に関する会社計算規則第一編、<u>第二編第二章</u></p>

第二節及び第三章第四節第一款の規定を適用する。

第九十九条 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが新設合併する場合において、新設合併設立株式会社金融商品取引所の計算については、新設合併消滅会員金融商品取引所を新設合併消滅会社と、新設合併消滅会員金融商品取引所の持分を新設合併消滅会社の株式と、新設合併消滅会員金融商品取引所の基本金を新設合併消滅会社の資本金と、新設合併消滅会員金融商品取引所の基本準備金を新設合併消滅会社の資本剰余金と、新設合併消滅会員金融商品取引所の基本積立金を新設合併消滅会社の利益準備金と、新設合併消滅会員金融商品取引所の剰余金又は不足金を新設合併消滅会社のその他利益剰余金とみなして、当該新設合併に係るのれん並びに株主資本及び社員資本の計算に関する会社計算規則第一編、第二編第二章第二節及び第三章第六節第二款の規定を適用する。

(金融商品取引所の提出書類)

第一百二十二条 金融商品取引所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を総会又は株主総会において承認したときは、法第八十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 会員金融商品取引所 次に掲げる書類

第二節第一款及び第二款並びに第三章第四節第一款の規定を適用する。

第九十九条 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが新設合併する場合において、新設合併設立株式会社金融商品取引所の計算については、新設合併消滅会員金融商品取引所を新設合併消滅会社と、新設合併消滅会員金融商品取引所の持分を新設合併消滅会社の株式と、新設合併消滅会員金融商品取引所の基本金を新設合併消滅会社の資本金と、新設合併消滅会員金融商品取引所の基本準備金を新設合併消滅会社の資本剰余金と、新設合併消滅会員金融商品取引所の基本積立金を新設合併消滅会社の利益準備金と、新設合併消滅会員金融商品取引所の剰余金又は不足金を新設合併消滅会社のその他利益剰余金とみなして、当該新設合併に係るのれん並びに株主資本及び社員資本の計算に関する会社計算規則第一編並びに第二編第二章第二節第一款及び第五款並びに第三章第六節第二款の規定を適用する。

(金融商品取引所の提出書類)

第一百二十二条 金融商品取引所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を総会又は株主総会において承認したときは、法第八十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 会員金融商品取引所 次に掲げる書類

<p>イ 別紙様式第三号により作成した貸借対照表（当該会員金融商品取引所が自主規制法人を設立している場合にあつては、当該自主規制法人その他の子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した連結貸借対照表（会社計算規則第六十五条に規定する連結貸借対照表に準じて作成するものとする。））</p> <p>ロ 別紙様式第四号により作成した収支計算書（当該会員金融商品取引所が自主規制法人を設立している場合にあつては、当該自主規制法人その他の子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した連結収支計算書（会社計算規則第六十六条に規定する連結損益計算書に準じて作成するものとする。））</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>イ 別紙様式第三号により作成した貸借対照表（当該会員金融商品取引所が自主規制法人を設立している場合にあつては、当該自主規制法人その他の子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した連結貸借対照表（会社計算規則第九十七条に規定する連結貸借対照表に準じて作成するものとする。））</p> <p>ロ 別紙様式第四号により作成した収支計算書（当該会員金融商品取引所が自主規制法人を設立している場合にあつては、当該自主規制法人その他の子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した連結収支計算書（会社計算規則第九十八条に規定する連結損益計算書に準じて作成するものとする。））</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2～8 (略)</p>
--	--